

「外国送金取引規定」新旧対比表

改定実施日 2020年4月1日（下線が改定部分）

現 行	改 定 後
1. 省略 2. （定義） ①外国送金取引 a～b. 省略 <u>c. 外国にある他の金融機関を支払人として、送金依頼人が指定する者を受取人とする送金小切手を送金依頼人に対して発行すること。</u> ②～④省略 3. 省略 4. （送金委託契約の成立と解除） （1）省略 （2）前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、計算書等を発行し、<u>送金小切手の場合には、併せて送金小切手を発行し</u>ます。なお、この計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。 （3）第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前<u>または送金依頼人に対して送金小切手を発行する前</u>に次の各号の事由に一つでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。 （4）～（5）省略 5. （支払指図の発信等） （1）当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、<u>または送金小切手を送金依頼人に対して発行し</u>ます。 （2）～（4）省略 6～8. 省略 9. （取引内容の照会等） （1）省略 （2）当行が発信した支払指図<u>または発行した小切手</u>について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 （3）当行が発信した支払指図<u>または発行した送金小切手</u>について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。	1. 省略 2. 同左 ①同左 a～b. 省略 <u>（削除）</u> ②～④省略 3. 省略 4. 同左 （1）省略 （2）前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、計算書等を発行し <u>（削除）</u> ます。なお、この計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。 （3）第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前 <u>（削除）</u> に次の各号の事由に一つでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。 （4）～（5）省略 5. 同左 （1）当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し <u>（削除）</u> ます。 （2）～（4）省略 6～8. 省略 9. 同左 （1）省略 （2）当行が発信した支払指図 <u>（削除）</u> について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。 （3）当行が発信した支払指図 <u>（削除）</u> について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第11条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

現 行	改 定 後
1 0．（依頼内容の変更） （1）省略 ①変更の依頼にあたっては、当行所定の外国向送金内容変更依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名捺印のうえ、第4条第2項に規定する計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>なお、送金小切手が送金依頼人に対して発行されている場合には、その送金小切手も提出してください。</u> ②省略 （2）～（3）省略 1 1．（組戻し） （1）省略 ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の外国向送金組戻依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名捺印のうえ、第4条第2項に規定する計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>なお、送金小切手が送金依頼人に対して発行されている場合には、その送金小切手も提出してください。</u> ②～③省略 （2）～（3）省略 1 2～1 6．省略 <u>（追加）</u>	1 0．同左 （1）省略 ①変更の依頼にあたっては、当行所定の外国向送金内容変更依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名捺印のうえ、第4条第2項に規定する計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>（削除）</u> ②省略 （2）～（3）省略 1 1．同左 （1）省略 ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の外国向送金組戻依頼書に、外国送金依頼書兼告知書に使用した署名または印章により署名または記名捺印のうえ、第4条第2項に規定する計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。<u>（削除）</u> ②～③省略 （2）～（3）省略 1 2～1 6．省略 <u>1 7．（規定の変更）</u> <u>（1）この規定の各条項については、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> <u>（2）前項によるこの規定の変更については、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u>